

## 議案第 1 2 号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部  
を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和 6 2  
年川崎市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 3 鹿島田駅東部地区再開発地区整備計画区域の表 A 街区の区域  
の部建築物の建蔽率の最高限度の項及び同表 B 街区の区域の部建築物の建蔽率  
の最高限度の項中「同条第 5 項第 1 号」を「同条第 6 項第 1 号」に改める。

別表第 2 の 4 3 新丸子東 3 丁目南部地区整備計画区域の表 A—1 地区の区域  
の部建築物の建蔽率の最高限度の項中「同条第 5 項第 1 号」を「同条第 6 項第  
1 号」に改める。

### 附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 6 7 号）  
の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

建築基準法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。